

## 令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）

令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158,146千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,186,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 498,902	千円 2,854	千円 501,756
	1 貸付金元利収入	498,902	2,854	501,756
2 県 債		846,000	△161,000	685,000
	1 県 債	846,000	△161,000	685,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>1,344,902</b>	<b>△158,146</b>	<b>1,186,756</b>

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,344,902	千円 △158,146	千円 1,186,756
	1 総合医療センター資金貸付費	1,344,902	△158,146	1,186,756
<b>歳 出 合 計</b>		<b>1,344,902</b>	<b>△158,146</b>	<b>1,186,756</b>

第2表 地方債補正  
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 846,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 685,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。

計	846,000				685,000			
---	---------	--	--	--	---------	--	--	--